

第十一條 (總務委員會) 總務委員會は、本會の事務を掌理し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

本會の事務を掌理し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

第十二條 (庶務委員會) 庶務委員會は、本會の庶務を掌理し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

本會の庶務を掌理し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

第十三條 (評議員會) 評議員會は、本會の業務を監督し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

本會の業務を監督し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

第十四條 (執行委員會) 執行委員會は、本會の業務を執行し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

本會の業務を執行し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

第十五條 (調査部) 調査部は、本會の業務を調査し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

本會の業務を調査し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

第十六條 (教育出版部) 教育出版部は、本會の業務を教育出版し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

本會の業務を教育出版し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

第十七條 (國際部) 國際部は、本會の業務を國際的に展開し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

本會の業務を國際的に展開し、本會の利益を保護し、本會の活動を促進し、本會の発展を期す。

財團法人協同會大阪支所

協同會大阪支所

關全部ノ選定ヲ爲ス)

第十五條 執行委員會ハ大會ニ於テ決定サレタル事項及本規約ノ目的及事業ノ遂行ニ當ルモノニシテ必要ニ應ジ委員長之ヲ召集ス 執行委員出席不可能ノ時ハ評議員ヲ以テ之ニ代替シムル事ヲ得

執行委員ノ任期ハ一年トス

第十六條 執行委員會ハ必要ニ應ジ評議員會ノ承認ヲ經テ組織部、調査部、教育出版部、國際部等ノ部門ヲ設テ執行委員及評議員又ハ加盟團體幹部中ヨリ其ノ部長又ハ部員ヲ任命スルコトヲ得

右記部長ハ執行委員會及評議員會ニ出席シ其部ノ事務ニツキ發言スルコトヲ得

第十七條 執行委員會ハ必要ト認ムルトキハ政治、經濟等ノ諸問題ノ對策、調査及確立並ニ實現ニツクス爲ノ特別委員ヲ執行

ノ對策、調査及確立並ニ實現ニツクス爲ノ特別委員ヲ執行